



国 総 海 第 7 0 号

平成28年12月26日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

標記について、今般、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成28年12月16日政令第383号）」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成28年12月28日国土交通省令第89号）」が公布され、平成29年1月1日より施行されることとなった。

改正についての概要等は、別添のとおりであるので、御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令
の一部を改正する政令等について

1. 改正の背景

平成27年5月に行われた国際海事機関の第68回海洋環境保護委員会において、極海コード及び同コードの内容を担保するためのMARPOL条約関係附属書の改正案が採択され、極海域（南極海域及び北極海域、以下同じ。）の環境保護のため、同海域を航行する船舶に対し、油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出についてより厳しい規制が適用されることとなった。

同規制については、平成29年1月1日より適用されることから、これを我が国において担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号、以下「令」）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号、以下「規則」）等の改正を行った。

2. 改正の概要

船舶等からの油、有害液体物質、ふん尿等及び廃棄物の排出について、より厳しい基準を適用する海域として北極海域を追加（令別表第1の5）するとともに、以下のとおり南極海域及び北極海域に係る上乘せ規制を定めた。

- （1）船舶からの油の排出を禁止する（南極海域については従前より禁止）。
- （2）船舶からの有害液体物質の排出を禁止する（南極海域については従前より禁止）。
- （3）船舶等からのふん尿等の排出について、他の海域より厳しい基準を適用する。
- （4）船舶等からの廃棄物の排出について、他の海域より厳しい基準を適用する。

3. 個別の改正事項

(1) 船舶からの油の排出の禁止について

① 船舶からのビルジ等の排出については、令第1条の8で基準を定めているところであるが、今般の改正により、同基準に北極海域以外の海域において排出することと追加することで、北極海域における船舶からのビルジ等の排出を禁止とした。（改正後の令第1条の8第1項第2号）

また、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶からのビルジ等の排出基準についても、北極海域にある船舶を対象除外とすることで排出禁止とした。（改正後の令第1条の8第2項）

② タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出については、令第1条の9で基準を定めているところであり、同条第1項第3号において、全ての国の領海の基線からその外側50海里の線を越える海域（別表第1の5に掲げる海域を除く。）において排出すること、と定められている。今般の改正により、令別表第1の5に北極海域を追加することで、北極海域におけるタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出を禁止とした。

(2) 船舶からの有害液体物質の排出禁止について

船舶からの有害液体物質の排出については、令別表第1の7で排出海域に関する基準等を定めているところであるが、今般の改正により、全ての区分の有害液体物質について、その排出海域から北極海域を除くことで、北極海域における船舶からの有害液体物質の排出を禁止とした。（改正後の令別表第1の7）

(3) 船舶からのふん尿等の排出基準の強化について

船舶からのふん尿等の排出については、令別表第2第2号の表で南極海域における排出基準を定めているところであるが、今般の改正により、同表において北極海域における排出基準も定めることとし、以下のとおり排出基準の規制強化を行った。

① 排出海域に関する基準のうち、従来の領海の基線に加え、氷棚及び定

着氷からも所定の距離をとり排出しなければならないこととした。（改正後の同表第1号及び第2号）（南極海域においては、従来から氷棚を陸地とみなして領海の基線を引くこととされている。（令第1条の9第1項第3号））

- ② 国際航海に従事する船舶で、平成29年1月1日以降に建造される船舶であって、極海域のうち厚さ0.3メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計された総トン数500トン以上の船舶（カテゴリーA、B船）及び旅客船（旅客定員13人以上の船舶と定義）に、極海域においてはふん尿等浄化装置により処理して排出することを義務づけた。（改正後の令別表第2第2号の表第4号並びに改正後の規則第12条の3第2項及び第12条の3の2の2第1項並びに改正規則附則第2項）（国際航海に従事する船舶のうち現存船にあつては上記に該当せず、改正後の令別表第2第2号の表第1号から第3号までの基準に従うこと（同表第5号に該当するものを除く。））

- ③ 国際航海に従事する船舶であって、極海域のうち厚さ0.3メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計された総トン数500トン以上の船舶（カテゴリーA、B船）で、極海域において試験、研究、調査等（氷の密接度が1/10以上である海域において行われるものに限る。）に従事する船舶には、国土交通大臣の排出の承認を受けた上、ふん尿等浄化装置により処理して排出することを義務づけた。（改正後の令別表第2第2号の表第5号並びに改正後の規則第12条の3第2項及び第12条の3の2の2第2項）

なお、上記国土交通大臣の承認に係る手続きについては本省において行うこととしているが、規則第42条第2項の規定により申請は地方運輸局長を経由して行うこととなるため、貴局において受付け、進達される必要がある点留意されたい。（改正後の規則第12条の3の2の3から第12条の3の2の7まで）

- ④ 極海域における国際航海に従事する船舶からのふん尿等の排出について、改正後の規則別表第2第2号の表第1号から第4号までの基準に従って排出する場合には、努力義務として氷の密接度（氷で覆われた海面

の量を十分位法で表したもの)が1/10以上である海域から(ふん尿等浄化装置により処理して排出する同表第3号及び第4号の場合には、領海の基線、氷棚及び定着氷からも)離れて行うよう規定した。(改正後の令第3条第5項及び改正後の規則第12条の2の43)

(4) 船舶からの食物くずの排出基準の強化について

船舶からの食物くずの排出については、令別表第2の2で基準を定めているところであるが、今般の改正により、以下のとおり排出基準の規制強化を行った。

- ① 南極海域においては、排出海域に関する基準のうち、従来の領海の基線に加え、定着氷からも12海里以遠の海域において排出しなければならないこととし、排出方法に関する基準として氷上への排出禁止を追加した。
- ② 北極海域においては、排出海域に関する基準のうち、従来の領海の基線に加え、氷棚及び定着氷からも12海里以遠の海域において排出しなければならないこととし(従来認められていた3海里から12海里での排出は禁止)、排出方法に関する基準として氷上への排出禁止、粉碎式排出方法の義務化を追加した。
- ③ 極海域における船舶からの食物くずの排出について、努力義務として氷の密接度が1/10以上である海域から離れて行うよう規定した。
(改正後の令第4条第4項)

(5) 船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準の強化について

船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出については、令別表第3で基準を定めているところであるが、今般の改正により、以下のとおり排出基準の規制強化を行った。

- ① 南極海域においては、特定船舶からの貨物艙残留物及び貨物艙の洗浄水の排出について、排出海域に関する基準のうち、従来の領海の基線に加え、定着氷からも12海里以遠の海域において排出しなければならないこととした。(改正後の令別表第3第1号及び第5号)

② 北極海域においては、貨物艙残留物及び貨物艙の洗淨水について、特定船舶からの排出のみ認めることとし、排出海域に関する基準のうち、従来の領海の基線に加え、氷棚及び定着氷からも12海里以遠の海域において排出しなければならないこととした。（改正後の令別表第3第1号及び第5号）

また、従来全ての国の領海の基線からその外側100海里以遠の海域において認められていた貨物として輸送される動物であってその輸送中に死亡したものの死体の排出については禁止とした。

③ 極海域における特定船舶からの貨物艙残留物及び貨物艙の洗淨水の排出について、努力義務として氷の密接度が1/10以上である海域から離れて行うよう規定した。（改正後の令第4条の2第6項）

（6）海洋施設からの食物くずの排出基準の強化について

海洋施設からの食物くずの排出については、令別表第4で基準を定めているところであるが、今般の改正により、北極海域における排出基準について、全ての国の領海の基線から3海里から12海里までの海域での排出は禁止することとし、12海里以遠の海域における排出について粉砕式排出方法を義務づけることとした。

（7）その他の改正

容器に収納された危険物の海上運送に関する技術基準を定めた「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」に基づく「国際海上危険物規定（IMDGコード）」の改正に伴い、ばら積み以外の方法で輸送される海洋汚染物質の輸送方法に関する基準のうち、標札を相対する二側面に付すことができるポータブルタンクの容量について、3,000リットル未満から3,000リットル以下とした。（改正後の規則第37条の17）